

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○中城村商工会地区の立地

中城村は沖縄本島中部に位置し、総面積は 15.53 km²である。那覇及び中部の 2 大都市圏に近接する東海岸に位置し、南北に国道 329 号が走っている。

地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、海側から国道 329 号までは比較的平坦であるが、国道 329 号から西側には、標高 120m 以上、比高 100m 以上の斜面が連続し、中城湾に面した東側斜面の大半が地滑り危険箇所とされている。

国道 329 号を境に東部は住宅地、農業用地、工業地帯となっている。それに対し西部は丘陵地帯となり、マンション、アパートが密集する中で大型スーパー、コンビニエンスストアが立ち並び琉球大学法学部・理学部のキャンパスがある関係で、周辺は学生向けアパートも密集している。人口密度は 1,417 人/km²と全国で 2 番目に高い。また、総人口は 22,002 人と全国で 3 番目に人口の多い村である。

1. 地域の災害リスク

(1) 台風災害

当村における気象災害のうち、大きな災害を受けるのは台風災害であり、家屋床上床下の浸水、道路の損壊、地滑り等の被害を被っている。

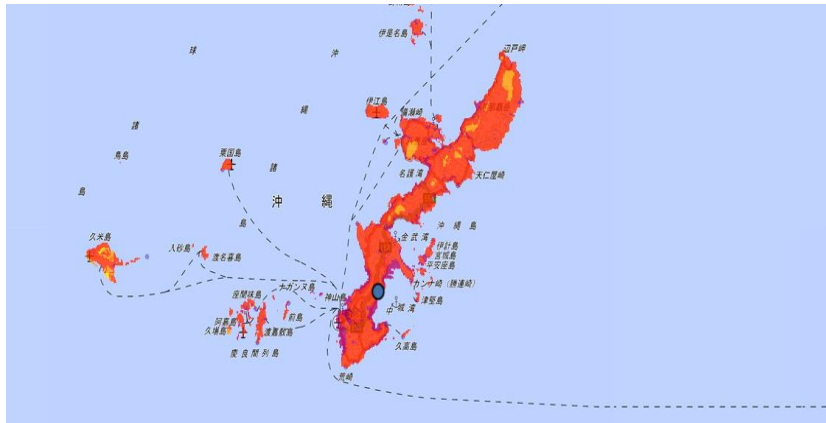
中城湾に面しているうえに、比較的平坦な地形のため、台風のたびに暴風雨及び高潮による塩害が農作物に与える被害を大きくしており、台風により被害を受けているのが当村の災害の特性といえる。

2020年までの台風の接近数 (csv ファイル)													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2020								4	2	1			6
2019							1	1	3	2	1		7
2018						2	4	4	2	1	1		13
2017							3	1	1	2			7
2016							1	1	4	1			7
2015					1		2	2	1				6

(気象庁 HP より)

(2) 地震災害

J-SHIS マップ 2020 年版を使用した、沖縄県内の震度 6 以上の地震に見舞われる確率の判断基準で考えた場合、中城村は県内 41 市町村の中で、8 位の位置にあり、地震危険度は非常に高く予想されている。



(3) 感染症による災害

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は全国的かつ急速なまん延により、新変異株「オミクロン株」が猛威を振るい、感染者が急拡大し、沖縄県も「まん延防止等重点措置」が適用されている。直接的な感染被害だけでなく、感染予防のための活動自粛によって経済へ深刻な影響を及ぼしている。

(4) 土砂災害

平成18年6月10日に集中豪雨により、長さ約335m、地滑り面積5万6千㎡の地滑りで道路の損壊が発生している。中城村では、がけ崩れ、地滑りへの警戒避難等が必要な箇所が26箇所存在し、これらの土砂災害を想定し、危険箇所・区域を設定している。

2. 商工業者の状況

	商工業者数	小規模事業者数
平成21年	608	503
平成26年	609	470

出典：平成26年度経済センサス

3. これまでの取組

(1) 中城村の取組

- ・中城村防災マップ作成（保存版）
- ・中城村国土強靱化地域計画作成
- ・中城村業務継続計画作成（BCP）
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

(2) 中城村商工会の取組

- ・危機管理マニュアル（平成26年11月策定）
- ・台風等の災害時の村内事業所の被害状況の把握及び村担当課と県商工会連合会への報告
- ・村内において災害が発生した場合の応援対策業務として当村と災害時応援協定の締結

II 課題

現状では、当会の商工会危機管理マニュアルは策定されているが、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、関係機関との協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者は事業者 BCP（事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

(1) 事業者 B C P の策定が進んでいない

村内事業者のうち、BCP を策定支援した事業者は 2 件であり、事業者 BCP の策定に関する村全体の取組状況は、普及・啓発段階にあり、事業所による主体的な策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが現状である。したがって事業者 BCP の策定を積極的に推進するためにも、当会と当村の連携による取り組み強化への必要性が求められている。

(2) 支援体制の構築と策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者 BCP 支援力の向上及び組織内でのノウハウの共有化を図り、専門家や損害保険会社等との連携による体制の構築が求められている。

III 目標

上記のような現状、課題を踏まえ小規模事業者の自然災害等に対する防災計画や被災時の事業継続力の向上を目的に、当会と当村が連携し、伴走支援して経営支援に取り組んでいく。

また、今後の大規模災害等が発生した場合を見据えた振興のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続や早期復旧を目標として下記のような取り組みを強化し実行していく。

・ BCP 策定の必要性の周知強化

当会及び当村により、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・ 発災時の初動対応の体制構築

発災時における初動対応を円滑に行うため、当会と当村の間における安否確認や被害情報報告ルールを構築する。

・ 発災後、速やかな復旧支援策が行えるよう、当会や当村における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・ 感染症等における連携体制の構築

新型コロナウイルス等感染者への対応については、当会地区の商工業者へ感染対策についての情報提供を行うだけでなく、当村とも連携しながら新しい生活様式に即した感染予防策をとっていくことが重要である。

・ 小規模事業者への BCP 策定支援の強化

独自の取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画(BCP)策定件数）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
セミナーの実施	1	1	1	1	1
事業者 BCP	1	1	1	1	1

策定件数					
専門家等派遣件数	1	1	1	1	1

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1, 事前の対策＞

本計画をもとに役割分担、実施体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱する事なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

村内小規模事業者に対する BCP 計画の必要性について普及・啓発を目的として損害保険会社と連携し、BCP 策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数の目標値を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

① 広報等による啓発活動

商工会会報や村広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回で村内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難場所、緊急医療機関等の連絡先について確認することによって、緊急時の備えなどを含めた防災に対しての危機意識を高める。また「沖縄防災情報ポータル」サイト等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対して防災サイトの QR コード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者 BCP を検討する際、自然災害に伴うリスクは建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のケガ、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認するためのヒヤリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP 策定セミナーの開催と合わせ自社が抱えるリスクをカバーできる保険相談等を実施する。

④ 事業者 BCP 策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。

⑤ 感染症対策に関する支援

新型コロナウイルス感染症に関しては、ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画

当会は自然災害への対応として商工会危機管理マニュアルを策定しており、必要に応じて随時更新している。感染症対策など新しい項目を盛り込みつつ、計画の実効性を高めて、令和5年度までに事業継続計画を作成する。

3) 関係機関等との連携

全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・当会と当村で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

《2. 発災後の対策》

災害時の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で大規模な被害があると想定される時に以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災時、携帯電話や SNS 等を利用して、2 時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、おおまかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握する。また、3 時間以内に役員の被災状況を確認し、情報共有する。
- ・当会事務所の保管する商工業者の重要情報（例：商工業者台帳、商工業者名簿、決算書、指導カルテ、補助金等申請書）などの保全に努める。
- ・感染症の流行の場合は、当村はじめ、沖縄県商工会連合会、沖縄県、国などの対策の方針等について、情報の共有化を図る。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急処置の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当村及び当会の職員が被災するなどにより応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・おおまかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

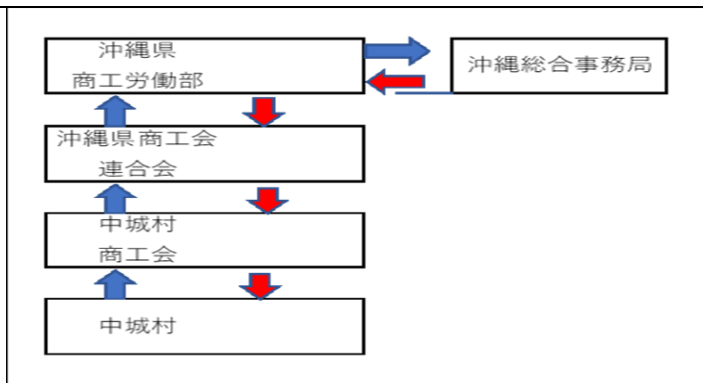
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1か月	2日に1回連絡する
1か月以降	1週間後2回連絡する

《3. 発災時における指示命令系統・連絡体制》

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、当村の避難指示等に従いながら、被災地域での活動可能な内容を定める。
- ・ 当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当村が共有した情報を、沖縄県商工会連合会、沖縄県商工労働部中小企業支援課あてメールまたは FAX 等にて報告する。
- ・ 感染症の流行の場合は、当村をはじめ、沖縄県商工会連合会、沖縄県、国などの対策方針等について、情報の共有化を図る。



《4.応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援》

- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・相談窓口の開設方法について、中城村と相談する。
- ・安全性を確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会で設置できない場合は、近隣の商工会と連携して相談窓口を設置し支援を受ける。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行の場合は、電話、メール、FAX などによって周知を行い、感染拡大防止に努める。

○被害状況報告の内容

項目	被災+事業所の内容
事業所名	被災事業所の名称
所在地	被災事業所の所在地
業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他
被害状況	① 人的被害（死亡、行方不明、重症、軽傷）の状況 ② 建物被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等）の状況 ③ 土地（事業用資産に限る）の被害額 ④ 機械設備等の被害額 ⑤ 商品、原材料、仕掛品等の被害額 ⑥ 器具備品の状況 ⑦ 車両の状況
被害金額	金額
従業員数	従業員数

《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

- ・沖縄県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域から応援派遣等を沖縄県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

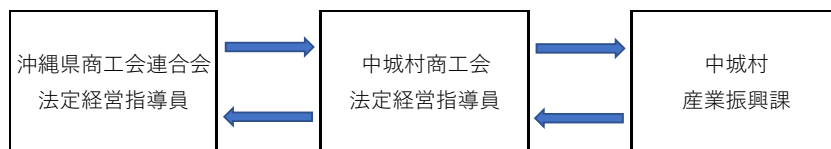
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：比嘉亮太（法定経営指導員）

■連絡先：中城村商工会

〒901-2406 沖縄県中頭郡中城村字当間 140 番地 5

TEL：098-895-2136 / FAX：098-895-2166

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

〒901-2406 沖縄県中頭郡中城村字当間 140 番地 5

中城村商工会

TEL：098-895-2136 / FAX：098-895-2166 E-mail：shoko@nakagusuku.or.jp

②関係市町村

〒901-2406 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

中城村役場 産業振興課

TEL：098-895-2131 / FAX：098-895-3048 E-mail：kigyuu@vill.nakagusuku.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	50	50	50	50	50
・ セミナー 開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ 制作費	100	100	100	100	100
・ 運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金収入 (国補助金、県補助金、村補助金) 会費手数料等収入 (会費、手数料、事業受託料収入 等)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等